

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和3年 第6回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和3年10月18日(月) 9時00分 開会 9時10分 閉会
開 催 場 所	湧別町役場上湧別庁舎 3階委員会室
出 席 者 名	選管委員 伊藤委員長、森谷委員、高橋委員、渋谷委員 事務局 石塚事務局長、中川事務局次長、奥田書記
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	(1) 委員長挨拶 (2) 議案審議 議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録(選挙時登録)について(町長選挙・町議会議員選挙) 議案第3号 選挙人名簿の登録(選挙時登録)について(衆議院議員総選挙) 議案第4号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第5号 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について 議案第6号 湧別町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限について 議案第7号 湧別町議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限について (3) 審議結果 議案第1号から議案第7号まで原案のとおり議決。
会 議 資 料	令和3年第6回湧別町選挙管理委員会議案 ※別冊資料については、個人情報が含まれているため非公開とします。
会 議 録	■ 有 (□全文筆記 ■要点筆記) □ 無
備 考	

令和 3 年

第 6 回 選挙管理委員会 議案

日 時	令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月) 午前 9 時 0 0 分
場 所	湧別町役場上湧別庁舎 3 階委員会室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件名	頁数
議案第 1 号	選挙人名簿の登録者の抹消について	1
議案第 2 号	選挙人名簿の登録（選挙時登録）について（町長選挙・町議会議員選挙）	2
議案第 3 号	選挙人名簿の登録（選挙時登録）について（衆議院議員総選挙）	3
議案第 4 号	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	4
議案第 5 号	選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について	6
議案第 6 号	湧別町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限について	7
議案第 7 号	湧別町議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限について	9

議案第1号

選挙人名簿の登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿の登録者を抹消する。

記

1	死亡	（公職選挙法第28条第1号）	19人	男	10人
				女	9人
2	転出後4箇月経過者	（公職選挙法第28条第2号）	13人	男	6人
				女	7人

計 32人

抹消者氏名 別冊のとおり

令和3年10月18日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 伊藤 章

議案第2号

選挙人名簿の登録（選挙時登録）について（町長選挙・町議会議員選挙）

令和3年10月24日執行の湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙における選挙時登録日（令和3年10月18日）に次の者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録するものとする。

記

1	転入者	20人	男	10人
			女	10人
2	新有権者	12人	男	4人
			女	8人

計 32人

登録者氏名 別冊のとおり

令和3年10月18日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 伊藤 章

議案第3号

選挙人名簿の登録（選挙時登録）について（衆議院議員総選挙）

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙時登録日（令和3年10月18日）に次の者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録するものとする。

記

1	転入者	0人	男	0人
			女	0人
2	新有権者	3人	男	2人
			女	1人

計 3人

登録者氏名 別冊のとおり

令和3年10月18日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 伊藤 章

議案第4号

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

令和3年10月18日現在において、湧別町選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりである。

記

別紙のとおり

令和3年10月18日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 伊藤 章

参 考

地方自治法

第74条第1項	条例の制定又は改廃請求	50分の1
第75条第1項	監査の請求	50分の1
第76条第1項	議会の解散請求	3分の1
第80条第1項	議員の解職請求	3分の1
第81条第1項	長の解職請求	3分の1
第86条第1項	主要公務員の解職請求 (副町長、選管委員、監査委員)	3分の1

市町村の合併の特例に関する法律

第4条第1項及び第5条第1項	合併協議会設置の請求	50分の1
第4条第11項及び第5条第15項	合併協議会設置協議の投票の請求	6分の1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項	教育長又は教育委員の解職請求	3分の1
--------	----------------	------

(選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月18日

湧別町選挙管理委員会

委員長

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 145人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 1,205人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 2,410人 |

議案第5号

選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を湧別町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったときに、湧別町選挙人名簿から抹消する。

記

- | | | | |
|-----------------------------|----|---|----|
| 1 転出後4箇月経過予定者（公職選挙法第28条第2項） | 5人 | 男 | 1人 |
| | | 女 | 4人 |

抹消予定者氏名 別冊のとおり

令和3年10月18日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 伊藤 章

理由

他の市町村へ転出後4箇月が経過した者については、4箇月経過後において選挙管理委員会を開催し、選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うのが原則であるが、公示日の翌日から選挙の期日までの間に4箇月が経過する者については、期日前投票所又は投票所の投票開始時刻前に毎日委員会を開催し、抹消の議決を行わなければならないことになるため、総務省通達に基づき、未だ4箇月を経過していない者について、4箇月を経過するに至ったときに選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うものであり、当該議決の効果は、当該4箇月を経過するに至ったときに生じるものである。

議案第6号

湧別町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限について

令和3年10月24日執行の湧別町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第4号の規定により、次のとおりとする。

令和3年10月18日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 伊藤 章

記

固定額	1,300,000円
人数割額 7,225人×110円＝	794,750円
合計（固定額＋人数割額）	2,094,750円

同法第194条第2項の規定により、百円未満の端数があるときは、その端数は百円とする。

よって、令和3年10月24日執行の湧別町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限は、2,094,800円 とする。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

令和3年10月24日執行の湧別町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第4号及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定により、次のとおりである。

令和3年10月18日

湧別町選挙管理委員会

委員長

湧別町長選挙

候補者1人につき 2,094,800円

議案第7号

湧別町議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限について

令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号の規定により、次のとおりとする。

令和3年10月18日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 伊藤 章

記

固定額	900,000円
人数割額 (7,225人÷11人) × 1,120円 =	735,636円
合計 (固定額+人数割額)	1,635,636円

同法第194条第2項の規定により、百円未満の端数があるときは、その端数は百円とする。

よって、令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限は、1,635,700円 とする。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

令和3年10月24日執行の湧別町議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定により、次のとおりである。

令和3年10月18日

湧別町選挙管理委員会

委員長

湧別町議会議員選挙

候補者1人につき 1, 635, 700円

その他

○次回選挙管理委員会等の日程について

立候補届出受理

- (1) 日 時 令和3年10月19日(火) 午前8時00分
(受付時間：午前8時30分～午後5時00分)
- (2) 場 所 上湧別コミュニティセンター 2階第会議室

令和3年 第7回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和3年10月19日(火) 午後5時15分
- (2) 開催場所 湧別町役場上湧別庁舎 3階委員会室
- (3) 予定案件 湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序の決定 等